国立大学法人東京学芸大学 第4期中期目標・中期計画(素素)

中期目標	中期計画
(前文) 法人の基本的な目標 東京学芸大学は、「人権を尊重し、すべての人々が共生する社会の 建設と世界平和の実現に寄与するため、豊かな人間性と科学的精神に 立脚した学芸諸般の教育研究活動を通して、高い知識と教養を備えた 創造力・実践力に富む有為の教育者を養成すること」を目的として掲 げている。世界規模で社会の持続可能性が問われる中で、日本の教員 ・教育支援者養成の中核的大学として、国民の期待に応え、有為の教 育者を養成することは、本学の使命である。 第4期中期目標期間においては、教育を通してより良い社会への変 革を主導する全国的拠点大学として、「先進的な取組を支え、新たな 先進的な取組の創出を推進する組織マネジメント」により、「個人の 幸福と社会の持続的発展に貢献できる教育者を養成」、「日本の学校 教育の最先端化を先導する研究及び研修を実施」、「広く国内外にお いて教育に関する研究成果を発信」することを目標とし、大学経営を 行っていく。	
(1)個人の幸福と社会の持続的発展に貢献できる教育者を養成教学IRの成果を活用して、社会から求められている資質・能力を育成するため、エビデンスベースで教育活動及び入学者選抜の改善に取り組む。 学部については、現代的教育課題に自律的・主体的に取り組むことのできる教員及び教育支援者を養成するため、教育組織を整備し、カリキュラム改訂を行う。 教職大学院及び修士課程については、令和元年度の組織再編の成果を検証し、より効果的な教育内容とするため、カリキュラムの見直しを行う。	
(2)日本の学校教育の最先端化を先導する研究及び研修を実施令和元年度に設置した教育インキュベーションセンターにおいて、外部資源を活用した研究及び研究成果の活用を推進するとともに、教育に関する社会課題を解決し、社会変革につながる研究を行う。現職教員研修においては、学校現場の課題に先導的に対応する内容のコンテンツを充実させ、現職教員の資質・能力向上に貢献する。	

(3) 広く国内外において教育に関する研究成果を発信

教育委員会や学校、企業等のステークホルダーとの対話の場を積極的に設け、本学の教育研究活動を発信するとともに、様々なネットワークを通じて、本学及び日本の教育に関する研究成果を国内外に発信する。

(4) 先進的な取組を支え、新たな先進的な取組の創出を推進する 組織マネジメント

ステークホルダーからの意見を経営改善に活かしていくことや具体 的改善へ繋げていく自己点検・評価の実施、戦略的な人員の配置等を 通じた人的資源の効果的活用などの取組により、効果的な組織マネジ メントを行う。

◆ 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和4年4月1日~令和10年3月31日までの6年間とする。

I 教育研究の質の向上に関する事項

1 社会との共創

(1) 我が国の持続的な発展を志向し、目指すべき社会を見据えつつ、創出される膨大な知的資産が有する潜在的可能性を見極め、その価値を社会に対して積極的に発信することで社会からの人的・財政的投資を呼び込み、教育研究を高度化する好循環システムを構築する。③

I 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 社会との共創に関する目標を達成するための措置

(1)世界規模で社会の持続可能性が問われる中で、個人の幸福と社会の持続的発展に貢献できる児童・生徒を育成する学校教育を実現する必要がある。その実現のため、変化が激しく予測困難な時代に対応することのできる力を児童・生徒に育成することができるとともに、学校教育をより良く変革することに自律的・主体的に取り組むことができる教師の育成が必要である。

そのような教師に必要な資質・能力とその資質・能力を育成するために必要な方策 を研究により明らかにし、本学の学部・大学院教育、現職教員研修において必要な方 策を取り入れる。

評価指標

①令和4年度から令和6年度において、必要な資質・能力と育成するための方策を研究により、明らかにする。令和7年度から令和9年度においては、明らかにした方策を、本学の学部・大学院教育、現職教員研修において取り入れる。

法人番号:25	
(2) Society5.0における日本の学校教育の最先端化を目指し、令和元年度に、産官学	
の協働的な取り組みを促進するプラットフォームを運用して、教育におけるオープン	
イノベーションを先導的に進める目的で、教育インキュベーションセンターを設置し	
第4期中期目標期間においては、同センターの活動により、教育委員会や学校、企	
業等の外部機関と連携し、人的・財政的投資を活用して、研究成果の大学・学校等で	
の活用を内容とする研究を推進し、成果を大学・学校等で活用する。	
評価指標 ①教育インキュベーションセンターにおいて、教育委員会や学	
校、企業等の外部機関と連携し、人的・財政的投資を受ける	
契約を結んだプロジェクトで、成果が大学・学校等で活用さ	
れたプロジェクト件数を第4期中に8件以上とする。	
40にノロマエノド円数で加せ効用にの円数工とする。	

(2) OECDのEducation2030プロジェクトと連携し、マルチステークホルダー(国内外の教員養成・研修・学校教育現場だけでなく、実社会の関係者も含む)による対話(エコシステム)を通して日本の教育の強みと新たな課題を見える化するとともに、既存の世界水準に適合し、日本の国際的役割を果たす、自律分散交流型の新しい教育研究推進システムを社会とともに創出し、学校教育・社会教育における新たな価値を先導的・実践的に創造し共有すること(コレクティブインパクト)を目指す。【独自】

(3) コレクティブインパクト(※1) をもたらすことを目的として、エコシステムを通じて、児童・生徒のエージェンシー(※2) とWell-being(※3) に焦点を当てた教育効果指標を開発する。また、教育効果指標に沿った新たなカリキュラムや教育実践モデルを開発するとともに、教育現場で活用し、コレクティブインパクトの効果を明らかにし、事業成果を国内外に発信する。

※1コレクティブインパクト:

セクターを超えた様々なステークホルダーとの対話を基盤としたシステムを通じて、新たな価値を先導的・実践的に創造し、社会と共有すること

※2エージェンシー:

自ら考え、主体的に行動して、責任を持って社会変革を実現していく力 [2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)(中教審第211号)より 抜粋]

※ 3 Well-being:

「OECD の国際報告書では,"well-being"を「生徒が幸福で充実した人生を送るために必要な,心理的,認知的,社会的,身体的な働き(functioning)と潜在能力(capabilities)である」と定義している。」

[国立教育政策研究所「PISA2015年調査『生徒のwell-being (生徒の「健やかさ・幸福度」)』報告書」より抜粋〕

- ①児童・生徒のエージェンシーとWell-beingに関する文献のレビューを行って整理し、児童・生徒のエージェンシーとWell-beingに焦点を当てた教育効果指標を令和7年度までに開発する。
- ②新たなカリキュラムや教育実践モデルを第4期中に6か所以上の教育委員会で活用して、コレクティブインパクトの効果を測定するとともに、比較分析を行い、コレクティブインパクトをもたらすための促進/阻害要因を明らかにする。
- ③0ECD Education2030の会議やウェブサイトにおける発表により、第4期中に24回以上国内外で事業成果を発信する。

2 教育

(3) 医師や学校教員など、特定の職業に就く人材養成を目的とした 課程において、当該職業分野で必要とされる資質・能力を意識し、 教育課程を高度化することで、当該職業分野を先導し、中核となっ て活躍できる人材を養成する。⑩

2 教育に関する目標を達成するための措置

(4) 学校教員の養成を主目的とする学校教育系と教育支援職を養成する教育支援系からなる教育学部において、有為の教育者を養成してきた。

第4期においては、下記の取組を行い、引き続き、社会から求められている資質・ 能力を有する人材を育成する。

特に学部卒業生については、複数免許を取得した学生の学校教員就職とともに、教育支援職(※)への就職、また、大学院進学も含め、教育に関わる高度専門職業人となるためのキャリア形成を支援する。

- ※教育支援職:「学び」の支援に関わる業務がある職、または、学校・教育現場における課題解決への提案、協働等を行っている業務がある職(具体例:スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、博物館学芸員、地方公務員など)
- 1) 教学IRの成果を活用して、エビデンスベースで教育課程、入学者選抜を改善する 仕組みを検討し、令和5年度より、毎年度、教育課程及び入学者選抜の検証を行い 、必要な改善に取り組む。
- 2) 現代的教育課題に自律的・主体的に取り組むことのできる教育者の養成と、小中連携を進める学校教育改革の動向に対応した複数免許取得の促進のため、令和5年度に学部のカリキュラム改訂を実施する。
- 3) 質の高い教育実習を実現するため、令和5年度より、eポートフォリオのデジタルデータを教育実習において活用する。
- 4) 志願者の大学入学後の学びについての理解を深め、入学後の効果的な学習につなげ、社会に求められる人材を育成するため、令和6年度より、より多面的・総合的な評価を行い、教員・教育支援職への意欲・適性をより重視した入学者選抜方法を、学部入試に導入する。

- ①令和5年度より、毎年度、教育課程及び入学者選抜の検証を 行い、必要な改善に取り組む。
- ②令和5年度に、現代的教育課題に対する知識の修得と課題解決へ向けた自律性・主体性の育成を目指す「教育創成科目」の学校教育系と教育支援系への共通開設、履修基準の変更を内容としたカリキュラム改訂を実施する。
- ③令和8、9年度の学校教育系の卒業生における、中学校教諭 及び高等学校教諭免許の取得を卒業要件とする専攻の小学 校教諭免許の取得率を、平成28年度から令和2年度卒業生の 平均から倍増させ、平均29%以上とする。
- ④令和5年度より、eポートフォリオのデジタルデータを、大学教員、附属学校教員、他の実習先の指導者が共有し、教育実習の指導において活用することを原則とする仕組みを構築し、運用する。
- ⑤令和6年度より、教員・教育支援職への意欲・適性をより重視した入試方法を導入する。
- ⑥第4期中の学校教育系卒業生に占める教員就職者を平均で 60%以上にする(進学者を卒業生から除き、在外教育施設へ の教員就職者及び保育士就職者は教員就職へ含める)。
- ⑦第4期中の教育支援系卒業生に占める教育支援職への就職者を平均で70%以上にする(進学者を卒業生から除き、教員への就職(在外教育施設への教員就職者を含む)は教育支援職への就職へ含める)。
- ⑧第4期中の教育学部卒業生に占める教員、教育支援職への就職者及び進学者を平均で80%以上にする(在外教育施設への教員就職者は教員就職へ含める)。

(5)令和元年度に大学院組織を再編し、教職大学院は新たに教科領域指導、特別支援教育の高度化、教育課題や現代的テーマに対応するためのプログラムを拡充し、学校教育に関するニーズに広く対応できる総合型の教職大学院となり、高度な実践的指導力を備えたスクールリーダーとなる教員を養成している。

第4期においては、下記の取組を行い、引き続き、社会から求められている資質・ 能力を有する人材を育成する。

1) 令和元年度からの新たな教職大学院における人材養成の成果の検証を行い、カリキュラムの見直しを実施するとともに、教学IRの成果を活用して、エビデンスベースで教育課程を改善する仕組みを検討し、令和5年度より、毎年度、教育課程の検証を行い、必要な改善に取り組む。

- ①令和元年度からの新たな教職大学院における人材養成の成果の検証を行い、カリキュラムの見直しを実施するとともに、令和5年度より、毎年度、教育課程の検証を行い、必要な改善に取り組む。
- ②第4期中の教職大学院修了生に占める教員就職者を平均で80%以上にする(無期雇用の者及び有期雇用の者のうち雇用契約期間が1年以上かつフルタイム勤務相当の者を教員就職者とする。在外教育施設への教員就職者は教員就職へ含める。現職教員・進学者・留学生を修了生から除く)。

	法人备号: 25	
	(6) 令和元年度に大学院組織を再編し、未来の教育を創造することのできる専門性と研究力を備えた教育支援人材を養成する修士課程となった。第4期においては、下記の取組を行い、引き続き、社会から求められている資質・能力を有する人材を育成する。 1) 令和元年度からの新たな修士課程における人材養成の成果の検証を行い、カリキュラムの見直しを実施するとともに、教学IRの成果を活用して、エビデンスベースで教育課程を改善する仕組みを検討し、令和5年度より、毎年度、教育課程の検証を行い、必要な改善に取り組む。 「評価指標」①令和元年度からの新たな修士課程における人材養成の成果	
	の検証を行い、カリキュラムの見直しを実施するとともに、 令和5年度より、毎年度、教育課程の検証を行い、必要な改善に取り組む。 ②第4期中の修士課程修了生に占める教育支援職への就職者、 研究職への就職者及び進学者を平均で 75%以上にする(教 員を教育支援職への就職に含み、現職教員及び留学生を修了 生から除く)。	
(4) データ駆動型社会への移行など産業界や地域社会等の変化に応じて、現職教員向けの新たな教育プログラムを機動的に構築し、数理・データサイエンス・AI など新たなリテラシーを身に付けた人材や、既存知識をリバイズした付加価値のある人材を養成することで、現職教員のキャリアアップを支援する。⑪	(7)大学の研究成果である多数の教職員向けコンテンツをアーカイブし、よりわかりやすく、探しやすい形で学外へ発信する新たなプラットフォームを構築し、新たなコンテンツを開発・発信していく。	
	評価指標 ①教職員向けコンテンツを、よりわかりやすく、探しやすい形で学外へ発信する新たなプラットフォームを構築し、本学公式ウェブサイトからアクセスできるようにする。	
	②第4期中において、学校現場の課題に先導的に対応する内容 の新たな動画コンテンツを年度平均5個開発し、プラットフ ォームに掲載して、発信する。	
	(8) 令和3年度より、教育委員会と連携して、現職教員向け研修として、教職大学院 の科目を受講できる取組を試行的に開始している。第4期においては、この取組を本 格実施し、現職教員の資質・能力の向上に貢献する。	
	評価指標 ①教育委員会との連携に基づき、現職教員向け研修として、教職大学院の科目を受講できる取組を継続的に実施し、第4期中に540名(累計)以上の科目受講者とする。	

3 研究

(5) 地域から地球規模に至る社会課題を解決し、より良い社会の実現に寄与するため、研究により得られた科学的理論や基礎的知見の現実社会での実践に向けた研究開発を進め、社会変革につながるイノベーションの創出を目指す。(5)

3 研究に関する目標を達成するための措置

(9)教育を受けること自体が困難なこどもたちへの支援強化が必要な中、こどもの学び困難支援センターにおいて、貧困、虐待、不登校などにより教育を受けることが困難なこどもたちの課題を解決するために、事例のアーカイブを構築するとともに、学校のあり方や教員・教育支援職の養成・研修のあり方等を研究・開発し、その成果を大学、教育委員会、学校現場等に発信・展開する。

評価指標

- ①支援事例を集積、類型化し、令和6年度を目途にアーカイブを構築する。
- ②養成・研修の教材をモデルフィールドの教育委員会等と協働 で開発・評価を行い、第4期中に5か所以上の教育委員会等 で活用を行う。
- (10) 高等学校における探究的な学びを実現するための、教科及び教科横断的な学びに関する授業モデルや探究プログラム、教師教育モデルを開発し、高等学校現場でのモデルやプログラムの実践へつなげるとともに、探究型授業の実践的指導力を育成するため、新たな科目を教職大学院に設ける。

評価指標

- ①複数の都道府県等教育委員会と連携し、教科及び教科横断的な学びに関する授業モデルや探究プログラム、教師教育モデルを開発し、第4期中に8か所以上の教育委員会で活用する
- ②令和6年度より、教職大学院において探究型授業の実践的指導力を育成する科目を開設する。
- (11) 急激な社会変化やSDGs (持続可能な開発目標) の実現を目指す社会動向も踏まえ、より良い社会への変革を主導するため、機動的に、教職員が協働して研究できる体制を整備し、近未来の教育や教員養成制度等の改革へ向けた研究を行う。

評価指標

①学内の既設センター組織の再編を実施し、令和8年度までに 新たなセンター組織とし、新たなセンターにおいて近未来の 教育や教員養成制度等の改革へ向けた研究を行う。

(6) 若手、女性、外国人など研究者の多様性を高めることで、知の 集積拠点として、持続的に新たな価値を創出し、発展し続けるため の基盤を構築する。⑪	(12) 組織として新たな価値を創出し、発展し続けるため、若手研究者への研究支援や 男女共同参画へ向けた取組を引き続き実施するとともに、令和5年度よりテニュアト ラック制度を導入し、若手研究者(40歳未満)の採用を拡大する。		
	評価指標	①若手教員等研究支援費による若手研究者への支援件数を第 4期中に40件以上とする。	
		②第3期に引き続いて、第4期においても育児等支援制度の充 実や意識啓発活動の推進、女性の積極的な採用などの男女共 同参画へ向けた取組を引き続き実施する。	
		③令和5年度からのテニュアトラック制度の導入により、令和5年度から令和9年度までの常勤研究者の採用における若手研究者の採用比率を50%以上(研究プロジェクトでの採用、クロスアポイントメント制度による採用、専ら附属学校運	
		営に携わる者の採用は除く)にする。	

4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項

(7) 学部・研究科等と連携し、実践的な実習・研修の場を提供するとともに、全国あるいは地域における先導的な教育モデルを開発し、その成果を展開することで学校教育の水準の向上を目指す。(附属学校)(19)

4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項に関する目標を達成するための措置

(13) 大学と附属学校が連携して、各地区の附属学校において特色ある教育研究を実施し、その成果を発信するとともに、学生のデジタルデータ化した学びの記録を大学教員と附属学校教員が共有し、教育実習の見える化を行うことで、個々の資質・能力や経験に応じたより質の高い教育実習を実現する。

また、教職大学院生の高度な実践力育成のため、附属学校園を教職大学院生の教育 実践の場として開発し、大学教員と附属学校教員が連携して、それぞれの教職大学院 生の課題に合った教育実践を行う。

大学教員の教育実践に関する理解向上と、附属学校教員の研究能力向上へ向けて、 大学教員と附属学校教員が共同した形での研究プロジェクトを推進する。

- ①各地区の附属学校における特色ある教育研究の実施状況や 成果を毎年度まとめ、本学公式ウェブサイトの附属学校園の ページに毎年度公表する。
- ②令和5年度より、教育実習において、eポートフォリオのデジタルデータを、大学教員、及び附属学校教員、他の実習先の指導者が共有し、教育実習の指導において活用することを原則とする仕組みを構築し、運用する。(再掲)
- ③令和6年度より、附属学校園を本学教職大学院生の教育実践の場として、教職大学院生の課題に応じた教育実践を実施するシステムを構築する。
- ④大学として積極的に推進すべき教育実践に関する研究を大学教員と附属学校教員が連携して進めるプロジェクトの、第4期中の実施件数を70件以上とする。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(8) 内部統制機能を実質化させるための措置や外部の知見を法人経営に生かすための仕組みの構築、学内外の専門的知見を有する者の法人経営への参画の推進等により、学長のリーダーシップのもとで、強靭なガバナンス体制を構築する。②

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(14) 内部統制機能の強化と新たな視点からの業務改善を行うため、監事は、原則として毎年度、自己点検・評価結果に対して、監事独自の重点課題を設定し、当該課題を調査し、調査結果を学長へ報告する。大学は当該調査結果を受け、調査結果を検討し、業務改善へ結び付けていく。

評価指標

①原則として毎年度、監事による調査結果を検討し、業務改善 に取り組む。

(15) 学長のリーダーシップのもとで、外部の知見を経営活動の改善に活かすため、学長の指示した重点課題について、副学長が、ステークホルダーより課題についての意見をヒアリングする。ヒアリング結果は一元的に集約し、学長・副学長間で共有・検討し、経営活動の改善へ結び付けていく。

評価指標

①毎年度、ヒアリング結果を受けて、経営活動の改善に取り組 す。

(9) 大学の機能を最大限発揮するための基盤となる施設及び設備について、保有資産を最大限活用するとともに、全学的なマネジメントによる戦略的な整備・共用を進め、地域・社会・世界に一層貢献していくための機能強化を図る。②

(16) 本学の教育研究の基盤となる施設の基本的な計画である「キャンパスマスタープラン」や「文部科学省インフラ長寿命化計画」を踏まえ策定した「東京学芸大学インフラ長寿命化計画(行動計画、個別施設計画)」に基づき、計画的かつ戦略的な施設の整備・活用を進めるとともに施設の長寿命化を実施する。

また、保有施設・設備の積極的な有効活用を実施する。

設備の整備については、大学の機能強化に資する設備を計画的に整備すべく、各部局の要望を踏まえつつマスタープランを策定し、社会情勢や財政状況等を踏まえて改定しながら整備を進める。

- ①本学の「行動計画」及び「個別施設計画」に基づいた基盤整備実施。
- ②学内の空きスペースを調整し、外部資金を獲得した研究プロジェクトの研究実施スペースとして利用できるオープンラボスペース (仮称)を令和7年度までに確保・整備し、令和8年度より研究プロジェクトを当該ラボスペースに、受け入れる。
- ③設備マスタープランに基づく基盤的設備の整備実施。

Ⅲ 財務内容の改善に関する事項

(10) 公的資金のほか、寄附金や産業界からの資金等の受入れを進めるとともに、適切なリスク管理のもとでの効率的な資産運用や、保有資産の積極的な活用、研究成果の活用促進のための出資等を通じて、財源の多元化を進め、安定的な財務基盤の確立を目指す。併せて、目指す機能強化の方向性を見据え、その機能を最大限発揮するため、学内の資源配分の最適化を進める。②

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(17) 科学研究費補助金をはじめとした競争的資金の獲得に向けた従来の取組の検証を行いつつ、競争的資金の受入れ拡大へ向けてより効果的な取組を実施する。Society 5.0における日本の学校教育の最先端化を目指し、令和元年度に設置した教育インキュベーションセンターの活動により、教育委員会や学校、企業等の外部機関と連携し、人的・財政的投資を活用した研究を推進するとともに、教育研究活動に支障のない範囲で土地をはじめとした保有資産の学外への積極的な有効活用等により、財源の多様化を進める。

一方で、学内の資源配分の最適化を進めるため、健全な財務状況の維持に向けた財務データの分析を踏まえつつ、学長裁量経費による取組の成果検証により、学内の資源配分の改善を行う。

- ①第4期中の、外部資金受入額(附属学校への寄附金を除く) 及び雑収入額の合計額を年度平均5億円以上にする。
- ②学長裁量経費による主な取組等におけるエビデンスベース の成果の検証を、理事や副学長を含めた体制で毎年度実施す ることなどを通じ、事業の廃止を含めた見直しを行うなど、 学内の資源配分の必要な改善に取り組む。

IV 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び IV 評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項 ₹

(11) 外部の意見を取り入れつつ、客観的なデータに基づいて、自己点検・評価の結果を可視化するとともに、それを用いたエビデンスベースの法人経営を実現する。併せて、経営方針や計画、その進捗状況、自己点検・評価の結果等に留まらず、教育研究の成果と社会発展への貢献等を含めて、ステークホルダーに積極的に情報発信を行うとともに、双方向の対話を通じて法人経営に対する理解・支持を獲得する。②

IV 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

(18) エビデンスベースでの経営改善を実現するため、経営協議会の意見を取り入れつつ、教育研究に関するデータや、財務等に関する経営情報や教学 I Rの成果などの客観的データも踏まえて、具体的改善行動を計画し、その後の改善状況をフォローアップする形で、毎年度、戦略評価推進本部を中心に学長・副学長が主体的に関わる体制で、自己点検・評価を実施し、結果を本学公式ウェブサイトで公表する。

評価指標

①客観的データを踏まえて、具体的改善行動を計画し、その後 の改善状況をフォローアップする形で、毎年度、自己点検・ 評価を実施し、結果を本学公式ウェブサイトで公表する。

(19) 社会の持続的発展に貢献するため、社会からの視点で経営活動を改善するため、教育委員会や学校、企業等のステークホルダーとの対話の場を積極的に設け、本学の教育研究を含めた経営活動の成果を発信するとともに、経営活動への意見をヒアリングする。ヒアリング結果は一元的に集約し、学長・副学長間で共有・検討し、経営活動の改善へ結び付けていく。

評価指標

①毎年度、ヒアリング結果を受けて、経営活動の改善に取り組む。

V その他業務運営に関する重要事項

(12) AI・RPA (Robotic Process Automation)をはじめとしたデジタル技術の活用や、マイナンバーカードの活用等により、業務全般の継続性の確保と併せて、機能を高度化するとともに、事務システムの効率化や情報セキュリティ確保の観点を含め、必要な業務運営体制を整備し、デジタル・キャンパスを推進する。②

V その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためにとるべき措置

(20) デジタルキャンパスの推進を目指すべく、社会の情勢やステークホルダーの状況に鑑み、「ペーパレス化・脱押印の実現」「オンライン・コミュニケーションの推進」「リモートワークの実施環境の整備」等を行い、業務全般の継続性の確保と業務実施の高度化・効率化を実現するとともに、多様で柔軟な働き方が選択できるよう体制を整備する。

また、情報セキュリティの確保のため、ガイドラインの整備や学生・教職員への研修等を継続的に行う。

- ①第4期中に、学内委員会のうち80%以上でペーパレスでの会議を実現する。
- ②第4期中に、学内決裁手続きにおいて、原則として押印なし、ペーパーレスとする仕組みを整備・実施する。
- ③第4期中に、リモートワークの実施環境と制度を整備する。
- ④情報セキュリティに関するガイドラインの整備を行うとともに、毎年度、教職員及び学生を対象としたセキュリティ研修を実施する。

(その他の記載事項)

1. 人事に関する計画

雇用・人事・人材育成に関する方針

- ①若手研究者の採用比率の向上、男女共同参画へ向けた取組の継続、他大学等との人事交 流の推進により、持続可能な教育研究体制を構築するとともに、人材の多様性を高める
- ②新年俸制やテニュアトラック制度を導入して、能力や業績に基づく人事を行い教育研究の活性化を図る。
- ③PD (Professional Development、職員研修)等を通じて、教員の教育研究力及び職員の能力並びにコンプライアンス意識の向上を図る。
- ④教職協働を推進し、より円滑かつ質の高い大学運営を行う。

2. コンプライアンスに関する計画

- ①法令等を遵守しつつ業務を行うため、行動規範等について更なる周知徹底を図るととも に、監査計画に基づき又は臨時に、監査室による内部監査及び監事による監査を実施す る。
- ②法令等に基づく適正な研究活動を推進するため、役員会の下に設置された教育実践研究推進本部により、関係ガイドラインに基づき研究倫理やコンプライアンスに関する研修等を実施し、研究における不正行為及び研究費不正使用の防止を徹底する。

3. 安全管理に関する計画

- ①安全な教育研究環境及び労働環境を確保するため、大学及び附属学校施設の巡視等による点検を推進する。
- ②学生、児童生徒、教職員の安全に関する意識と防災意識を高めるため、定期的に防災訓練、避難訓練を実施する。
- ③動物実験、遺伝子組み換え実験、放射線の取扱い、有害廃棄物処理等に関して、法令等 を遵守した適正な実験または業務運営を行う。

4. マイナンバーカードの普及促進に関する計画

- ①学生へのオリエンテーション等を行う際にマイナンバーカードの取得について案内し、 カードの普及を促進する。
- ②教職員が人事給与上の諸手続き等を行う際にマイナンバーカードの取得について案内し、カードの普及を促進する。